

## 国内産業への損害

- AD措置発動に当たっては、①ダンピングの存在の他に、②国内産業への損害と、③ダンピングの存在と国内産業への損害の間の因果関係の3つが示される必要があります。
- この国内産業への損害は、実証的な根拠に基づき、輸入数量の推移（数量効果）や国産貨物の価格への影響（価格効果）の評価と、損害指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率、操業度等）の総合的な評価を、客観的な検討により行うこととなります。

### ①ダンピングの存在

（例）輸出国企業

- ・輸出国国内向け販売価格（120円）
- ・日本向け輸出価格（100円）
- ・ダンピングマージン率：20%  
=  $(120 - 100) / 100$

### ②国内産業への損害

- ・輸入数量の推移や国産貨物の価格への影響を評価するとともに、損害指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率、操業度等）を総合的に評価。

### ③両者の因果関係

- ・ダンピング以外の要因（第三国からの輸入、需要の変化、消費態様の変化等）を検討。

## 同種の貨物

- 数量効果や価格効果の評価を行うために、まず、輸入貨物と競争・代替関係にある、国内で生産されている同種の貨物の範囲を検討する必要があります。
- この同種の貨物の検討は、輸入貨物と国産貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程などを比較して行います。

### 近年の日本の調査における同種の貨物の検討内容

- 物理的及び化学的特性（原料、貨物の形状、性質、色、粘度など）
- 製造工程（製造方法や合成方法、加工方式、時間や温度など）
- 流通経路（産業上の使用者への直接販売又は商社等を通じた間接的な販売等の別）
- 価格の決定方法（個別交渉など）
- 用途
- 代替性（輸入者や産業上の使用者等に代替可能性について確認）
- 貿易分類上の統計（HSコード）

## 数量効果・価格効果

- 国内産業への損害は、まず、A D協定3.2に基づき、数量効果と価格効果について検討します。  
※ もう一つの評価対象となる損害指標については次回のコラムで取り上げる予定です。
- 数量効果とは、廉価な輸入貨物の流入によって国産貨物の販売量や市場占拠率が減少することです。
- 価格効果とは、国内生産者が輸入貨物による代替（シェアの奪取）を防止するため、国産貨物の販売価格を適正水準に設定することができず、利潤が圧迫されることです。

※ 国産貨物は本邦産同種の貨物を、輸入貨物は調査対象貨物を指します。

### 数量効果分析

- 数量効果分析においては、ダンピング輸入の絶対的な増加及び国産貨物との関係での相対的な増加の有無を検討します。
- 例えば、近年の日本の調査においては、調査対象期間の各年度における、ダンピングしたとされる輸入貨物の量と同時期の国産貨物の販売量、第三国からの同種の貨物の輸入量、それぞれについて、絶対的な量の推移と市場占拠率の推移（相対的な量）を比較しています。

### 価格効果分析

- 価格効果分析においては、輸入貨物による国産貨物の価格の下回り（undercutting）、押下げ（depression）又は上昇の抑制（suppression）が生じているかを検討します。
- 例えば、近年の日本の調査では、調査対象期間中の輸入貨物の価格と国産貨物の販売価格（取引段階を揃えた価格）それぞれの年別の加重平均価格を比較しています。輸入貨物の価格が調査対象期間中において国産貨物の価格を下回っていたため、価格効果（この場合はprice undercutting）があったと評価しています。
- 輸入貨物に複数の品種が含まれる場合には、全品種の価格比較と品種別の価格比較を行います。

# 貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



## 【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：[s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp](mailto:s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp)

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。